児童手当現況届について

問　こども未来課　子育て支援係　☎２８２－１３４６

◎児童手当・特例給付現況届

児童手当および特例給付（以下、「児童手当等」）は、中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の３月31日まで）の児童を養育している人に支給されます。

児童手当等の支給を受けている人には、役場子育て支援係から「児童手当・特例給付現況届」が送付されます。受付期間中に子育て支援係に提出してください。提出がない場合、６月分以降の児童手当等が受けられなくなります。

また、公務員などの共済組合に加入している人は、勤務先での手続きになります。

詳しくは、役場こども未来課子育て支援係までお問い合わせください。

◉支給対象児童および支給額（児童１人当たりの月額）

対象児童	支　給　額
３歳未満	15,000円
３歳～小学生まで	第１・２子　10,000円
	※第３子以降　15,000円
中学生	10,000円

※「第３子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の３月31日まで）の養育している児童のうち、３人目以降をいいます。

▼受付期間　６月４日㈫～28日㈮
９時～17時
※期間中の火曜日、４日、11日、18日、25日
９時～19時30分

▼提出方法　こども未来課へ直接持参

▼現況届の手続きに必要なもの

❶児童手当・特例給付現況届

❷受給者本人の健康保険被保険者証の写し（子どもの分ではありません）
※御船町国民健康保険加入者は不要
※役場でコピーする場合は10円が必要

❸印鑑（認印）

❹養育する児童と別居している人
・別居監護申立書



経験を活かし、御船町の繁栄のために

野中眞治副町長が就任―

去る5月9日に開催されました御船町議会定例会で選任同意を賜り、6月3日付で副町長を拝命いたしました。

熊本県庁に勤務し29年目を迎えた中で、今回、このような重責を担うこととなりましたが、これまでの経験を活かし、御船町の繁栄のために、粉骨砕身で頑張りたいと思います。

副町長の職務は、町長を補佐し、町長の命を受け政策及び企画をつかさどり、職員の事務を監督することです。町長のスローガンである「〝わくわく〟するまちづくり」の具現化を目指し、震災からの復旧・復興や地方創生、お伺い行政や企業誘致などに力を注いで参ります。

とりわけ、震災からの復旧・復興に関しましては、今もなお、５００名を超える方々が応急仮設住宅に住まわれていると聞いております。被災者の方々に寄り添いながら、スピード感をもって取り組んで参ります。

最後になりましたが、町民の皆様の御意見を真摯に受け止め、町政に反映して参りたいと考えておりますので、御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げ、就任の御挨拶とさせていただきます。



profile

昭和40年5月29日生／54歳
平成３年に熊本県庁に入庁。総務部財政課課長補佐、農林水産部審議員兼農林水産部生産経営局畜産課課長補佐を経て、平成29年度から環境生活部政策調整審議員兼環境生活部環境政策課課長補佐、平成31年度は総務部市町村課政策監を務める。本年６月３日付けで熊本県から御船町へ出向、副町長に就任。

今夏は参議院議員通常選挙の投票日です

問　町選挙管理委員会（役場総務課内）　☎２８２－１１１１

第25回参議院議員通常選挙が今夏に執行されます。日本の将来を決める大切な選挙です。有権者一人ひとりが政治の主催者として投票に参加しましょう。

なお、正確な日程が決まり次第、再度お知らせします。



投票所・投票時間

投票日当日の投票場所は、お住まいの地区によって異なります。事前に送付される**「投票所入場券（はがき）」**に記載されていますので、確認してください。

投票区（投票所）	投票地区	投票時間
第１投票所　（御船中学校体育館）	御船地区全域	午前７時～午後７時
第２投票所　（滝尾小学校体育館）	滝尾地区全域、粒麦（水越）	
第３投票所　（水越分館）	水越地区（粒麦を除く）	午前７時～午後６時
第４投票所　（七滝分館）	七滝地区全域	
第５投票所　（七滝中央小学校体育館）	上野地区全域	
第６投票所　（田代東部分館）	南田代第３・４区、上田代、水源	
第７投票所　（浅の藪公民館）	浅の藪	午前７時～午後５時
第８投票所　（北田代分館）	牧の原、玉来、下山、木戸屋、中野、間所	
第９投票所　（木倉小学校体育館）	木倉地区全域	午前７時～午後７時
第10投票所（高木小学校体育館）	高木地区全域	
第11投票所（小坂小学校体育館）	小坂地区全域	

■選挙の内容

選挙区と比例代表の２つの投票で参議院議員を選びます。選挙区では候補者の氏名１人を自書して投票してください。比例代表では、候補者の氏名１人または、届出政党名のどちらかを自書して投票してください。

■投票ができる人

①選挙人名簿に登録された満18歳以上の日本人
②投票日に住民票のある人
③公示日の前日を基準として、御船町に住民票が引き続き３カ月以上ある人

■病院や施設で投票ができます

県の指定を受けている病院や老人ホームなどの施設に入院・入所している人は、施設の長に申し出ることで、その施設で不在者投票を済ませることができます。

また、身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人（障害の種類、程度に要件あり）、要介護５の介護保険認定をお持ちの人は郵便での不在者投票ができます。町選挙管理委員会から事前に「郵便投票証明書」の交付が必要となります。

期日前投票の場所が変わります

■会場　カルチャーセンター１Ｆロビー

■時間　８時30分～20時

■持っていくもの　入場券

■期日前でも投票ができます

選挙当日に、▽仕事▽学校▽地域行事▽冠婚葬祭▽旅行▽病気―などで投票所に行くことができない人は、期日前に投票を済ませることができます。

